

事業所から出た

# 「シュレッダー紙くず」を

平成23年4月から



# リサイクルします

= 「シュレッダー紙くず」 だけ袋に入れて分別を =

大野市と勝山市では、事業所から排出される「シュレッダー紙くず」の資源化を図ります。

「シュレッダー紙くず」のみをごみ袋に入れて、下記の古紙回収業者【株増田喜】に持ち込んでください。その場合は、無料となります。『ビュークリーンおくえつ』でも取り扱いますが、80円/10kgのご負担をいただきます。

ステーションで出された「シュレッダー紙くず」は分別されていても、収集の際に他のごみと混ざりリサイクルできません。

## 「シュレッダー紙くず」に含まれる物

- ・コピー用紙など普通の紙類
- ・感熱紙
- ・複写紙（カーボン紙、ノンカーボン紙）
- ・写真、写真用紙 など

## 「シュレッダー紙くず」に混じってはいけない物

- ・CDやフロッピーをシュレッダーしたもの
- ・金属類
- ・ダンボール等茶色もの など



### ■古紙回収業者■

株式会社 増田喜 奥越営業所

住 所：勝山市若猪野6-4-2

TEL：0779-87-1761

営業時間：AM8：00～PM5：00

営業日：月曜日～金曜日



### ■問い合わせ■

大野・勝山地区広域行政事務組合

（ビュークリーンおくえつ）：事業係 Tel. 0779-66-6690

大野市役所 環境衛生課 0779-66-1111

勝山市役所 生活環境課 0779-88-8104(ダイヤルイン)

# ごみを正しく分別してください!

## ごみの減量・資源化にご協力を

「ビュークリーンおくえつ」に持ち込まれるごみに、分別されていないものがたくさん見受けられます。資源化できるごみは、しっかり分別して排出してください。分別が守られない場合は、受け取りをお断りしますのでご了承ください。



### 事業者のごみの処理責任が法律で定められています

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められ、ごみの減量・資源化に努めることが求められています。

## 燃やせるごみの5割は紙・布類

紙は資源ごみです。燃やせるごみではありません。

「ビュークリーンおくえつ」に持ち込まれる「燃やせるごみ」の約5割は紙類と布類が占めています。しっかり分別すれば、もっとリサイクルすることができます。使用済みのティッシュペーパー等の汚れた紙以外はほとんど資源として活用することができます。紙類は資源ごみとして、分別してください。

また、平成23年4月から事業所から排出される「シュレッター紙くず」の資源化を図ります。(裏面)

### 【紙類】

- ・段ボール
- ・新聞紙
- ・ちらし、本、パンフレット、コピー用紙など
- ・シュレッター紙くず ⇒ 新たに「資源ごみ」扱いになります(裏面参照)



資源ゴミに

※ペットボトル、缶類、ビン類の分別もしっかりと!

(注) 事業活動に伴う産業廃棄物は、自社で責任を持って処理してください。

### ■問い合わせ■

大野・勝山地区広域行政事務組合  
 (ビュークリーンおくえつ) : 事業係 Tel. 0779-66-6690  
 大野市役所 環境衛生課 0779-66-1111  
 勝山市役所 生活環境課 0779-88-8104(ダイヤルイン)